

7. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 受給者変更

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなったとき、未払いの児童手当および受給者の変更手続きが必要です。	原則、受給者が亡くなった日の翌日から数えて15日以内
必要なもの	手続き可能な人
【受給予定者の場合】 <input type="checkbox"/> 預貯金通帳など <input type="checkbox"/> 本人確認書類	受給者が亡くなった後、対象児童の監護者
【お子様の場合】 <input type="checkbox"/> お子様名義の預貯金通帳など ※ 受給年度の1月1日に海外にお住まいであった場合、別途戸籍の附票が必要です。	問い合わせ先 子ども福祉課 ☎ 0856-31-0243 FAX 0856-22-8833

児童手当支給対象の児童

手続き ① 児童死亡による額改定

手続き詳細	期 限
児童が亡くなれば、支給児童数が減った場合、手当額が減額されるので手続きが必要です。	14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 本人確認書類	児童の保護者（受給者）
	問い合わせ先 子ども福祉課 ☎ 0856-31-0243 FAX 0856-22-8833

児童手当支給対象の児童

手続き② 児童死亡による受給消滅

手続き詳細	期 限
児童が亡くなられ、受給要件に該当しなくなった場合、児童手当の支給が消滅するため手続きが必要です。	14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 本人確認書類	児童の保護者（受給者）
	問い合わせ先
	子ども福祉課 ☎ 0856-31-0243 FAX 0856-22-8833

児童扶養手当を受給していた

手続き 受給者死亡届提出

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなったとき、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当がある場合は、別途手続きが必要ですのでご相談ください。	14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 本人確認書類	親族など戸籍法の規定による死亡の届出義務者
	問い合わせ先
	子ども福祉課 ☎ 0856-31-0243 FAX 0856-22-8833

7. 子どもに関する手続き

児童扶養手当支給対象の児童

手続き① 児童死亡による資格喪失

手続き詳細	期 限
児童が亡くなられ、支給要件に該当しなくなった場合、児童扶養手当の支給が消滅するため手続きが必要です。	14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 本人確認書類	児童の保護者（受給者）
	問い合わせ先
	子ども福祉課 ☎ 0856-31-0243 FAX 0856-22-8833

手続き② 児童死亡による支給額減額

手続き詳細	期 限
児童が亡くなられ、扶養している児童数が減った場合、支給額の減額となるため手続きが必要です。	14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 本人確認書類	児童の保護者（受給者）
	問い合わせ先
	子ども福祉課 ☎ 0856-31-0243 FAX 0856-22-8833

保育所などを利用していた園児または保護者

手続き 園児または保護者など死亡届の提出

手続き詳細	期 限
園児または保護者などが亡くなられ、世帯構成の変更により、保育料が変更することがあるため、書類の提出が必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 園児の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類	子ども福祉課 ☎ 0856-31-0243 FAX 0856-22-8833

乳幼児等医療費または児童医療費受給資格証を交付されていた

手続き 受給資格証の返却、喪失届提出

手続き詳細	期 限
乳幼児等医療費または児童医療費受給資格証を交付していた児童が亡くなったとき、その児童の受給資格証は死亡日をもって使用不可となりますので、返却または破棄してください。	すみやかに
	手続き可能な人 児童の保護者など
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 乳幼児等医療費または児童医療費受給資格証 <input type="checkbox"/> 本人確認書類	保険課 保健・年金係 ☎ 0856-31-0215 FAX 0856-24-0180